

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）のごあんない



1 制度概要

(1) 対象者

中央区内に住所を有する、以下のいずれかの保護者

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方
保護者の仕事や通院、学校行事などの理由で利用でき、保育認定の有無を問いません。
- ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。

(2) 対象児童 未就学児(満6歳に達する年度の末日まで)

(3) 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 裏面の申請スケジュールをご確認ください。



◀ ホームページは
こちらからどうぞ

(4) 利用時間帯 毎日 午前7時から午後10時まで

(5) 補助上限時間 児童1人当たり月20時間まで、年度内144時間以内まで

(多胎児は児童1人当たり月40時間まで、年度内288時間以内まで)

- ※ クーポンや福利厚生等の割引券、ポイントは併用できますが、割引された金額は補助対象外です。
なお、割引額は原則として保育料から差し引きます(交通費等に充てることはできません)。
- ※ 申請は、利用日ごとに1時間単位とします。(2時間30分ご利用の場合は、2時間または3時間で申請します。なお、1時間未満のご利用は対象外となりますのでご注意ください。)

(6) 補助上限額 1時間当たり 2,500円まで

- ※ クーポンや福利厚生等割引券、ポイントは併用できますが、割引された金額は補助対象外です。
なお、割引額は原則として保育料から差し引きます(交通費等に充てることはできません)。
- ※ ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象です(入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等は対象外です)。
- ※ 1時間あたりのベビーシッターの利用料金(税込み)が補助上限額となります。
(例) 1時間あたりのベビーシッターの料金 2,200円 ⇒ 補助上限額 2,200円
2,700円 ⇒ 補助上限額 2,500円

(7) 対象事業者 東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) 認定事業者

詳細は、東京都福祉保健局のホームページをご参照ください(随時更新)。

▼ 東京都 HP



(8) 保育基準 児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること

ただし、共同保育(児童2人について、保護者とベビーシッターが共同して保育を行うこと。保護者は常に保育に関わっている必要があります。)の場合であり、かつ保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人でも補助対象となります。

2 利用の流れ

① 事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

② ベビーシッター利用（利用者⇄事業者）

ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、【提出書類】③～⑤の交付を受けます。

③ 区への申請（利用者⇒区）

【提出書類】を揃えて、補助金を申請します。

④ 補助金の交付（区⇒利用者）

審査に基づいて決定した金額を支払います（申請額より低くなる場合があります）。

3 申請方法

次の書類を、**パーソルワークスデザイン株式会社**（中央区委託事業者）へ郵送でご提出ください。

なお、提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

※ 窓口へのご提出は、子ども家庭支援センター「きらら中央」及び勝どき・日本橋分室で承ります。

<郵送提出先>

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋 WEST ビル 2F

パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局 宛て

【提出書類】

- ① 中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書
- ② ベビーシッター利用内容内訳表
- ③ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
- ④ 領収書（原本）
- ⑤ 利用した児童名、利用日、利用時間、利用料や割引額等の明細が分かる書類

※ ③と同じ内容を④・⑤に記載があり、ベビーシッター名や要件の確認ができる場合は省略可。

【申請スケジュール】原則として、**〆切日までに申請をお願いいたします。**

利用期間	申請〆切日	区からの支払時期
令和7年4月～6月	7月18日(金)まで	9月末頃まで
令和7年7月～9月	10月20日(月)まで	12月末頃まで
令和7年10月～12月	令和8年1月16日(金)まで	令和8年3月末頃まで
令和8年1月～3月	最終期限: 令和8年4月14日(火)まで	令和8年5月末まで

※1 最終期限前であれば、申請〆切日を過ぎていても受け付けいたします。

※2 **最終期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも受け付けできません。**領収書等のご提出が間に合わない場合は、その旨を明記の上、【提出書類】①・②を必ず期限までにご提出ください。

4 その他

- ・申請内容について、ご利用のベビーシッター事業者に問い合わせる場合がございます。
- ・こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。

<お問い合わせ>

パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社（中央区委託事業者） ☎ 0120-503-487

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月29日から1月3日を除く）